告 示

埼玉県告示第三百八十五号

定による意見の概要について、 のとおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号)第八条第一 同条第三項の規定により公告し、 項及び第二項の規 及び当該意見を次

平成二十五年三月二十九日

埼玉県知事 上田 清司

意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

加治ビル

埼玉県富士見市羽沢三丁目三十一番一号

大規模小売店舗立地法第八条第一 項の規定による市町村の意見の概要

歩行者に対する安全の確保に努めてください。 時間帯と重なっていることから、 時四十五分)は、 変更後の開店時刻 (午前八時) 灬 中学校児童・生徒の通学、 店舗利用者、 及び来客者の駐車場利用開始時刻(午前七 納入業者等への注意喚起等、 保育園等への送迎及び通勤

- 車両での来店者に対し、 違法駐車防止への注意喚起等に努め てください。
- 納入業者等に対し、 荷さばき時間帯を厳守するようお願いします。

二 縦覧期間

平成二十五年三月二十九日から平成二十五年四月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター